

今後の広報活動について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

1. これまでの広報活動の実績（平成29年度～令和3年度）①

※ 心身障害者扶養保険事業に関する検討会（第1回）資料3の内容を再掲。

- 平成29年度の「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」において、この制度は障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減につながるものと考えられ「国、地方公共団体及び機構においては、加入者数が減少傾向にあることも踏まえ、新規加入の促進に向けて、広報の取組を一層充実させていくことが重要である。」とされ、以下の取組が提案されたことから、国、福祉医療機構及び地方公共団体と連携して、様々な広報活動を実施。

(1) 広報ツールを活用した障害者行政窓口での周知の促進

- 【厚生労働省】
 - ・地方公共団体へ制度の広報啓発に係る課長通知の発出
 - ・広報啓発用のリーフレット、案内の手引き及びパンフレットの原案を作成 等
- 【福祉医療機構】
 - ・地方公共団体へ上記リーフレット、案内の手引き及びパンフレットを配布
 - ・障害者関係団体や全国の特別支援学校（令和3年末1,160校）へパンフレットを配布 等

(2) 障害者やその保護者が利用する様々な制度を活用した広報

- 【厚生労働省】
 - ・地方公共団体を通じて「相談支援事業所」、「障害児・障害者施設」等への制度広報用ポスター掲示依頼
 - ・「民生委員・児童委員必携」及び「母子健康手帳（及び副読本）」に制度概要の掲載 等
- 【福祉医療機構】
 - ・社会福祉や障害教育等の情報誌に制度紹介記事の掲載 等

(3) 利用者の視点に立った情報発信 及び インターネット及びモバイル等の活用

- 【厚生労働省】
 - ・制度説明や加入者の声等を盛り込んだ広報用動画のYouTube配信の実施 等
- 【福祉医療機構】
 - ・障害者関係団体が実施する研修会や会報誌等での制度紹介
 - ・障害者関係団体内ネットワーク（Facebookによる周知）を活用した制度周知の実施
 - ・ラジオ番組での制度紹介、制度紹介動画の作成及びWAMNET等への掲載
 - ・都道府県・指定都市における制度紹介ページとWAMNET等との相互リンクの実施 等

1. これまでの広報活動の実績（平成29年度～令和3年度）②

（リーフレット）

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

（しょうがい共済）

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。

「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」の4つのメリット

- 毎月2万円の終身年金
- 掛金が割安
- 税制優遇
- 公的制度だから安心

厚生労働省 WAM 独立行政法人福祉医療機構

（ポスター）

▶▶▶ ご存じですか? ◀◀◀

『障害者扶養共済制度』

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

この制度は、障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、ご自身に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、**障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。**

- ▶ 都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。
- ▶ 保護者（＝加入者）が死亡したとき、または重度障害になったときに、保護者が扶養する障害のある方に毎月2万円の年金が生産にわたって支給されます。（2口加入の場合は4万円）。
- ▶ 制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くついています。
- ▶ 加入者が支払う掛金は**所得控除の対象**になります。

以下のような場合、この制度に加入することができます

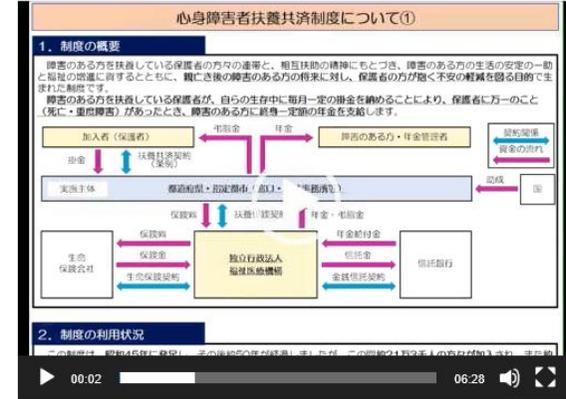
- ▶ 加入する方（＝保護者）の条件には、下のようものがあります。
 - ・障害のある方を扶養している保護者であること。
 - ・加入年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
 - ・特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ▶ この制度の年金を受け取ることができる方（＝加入者が扶養している障害のある方）は、下の①②③のいずれかに当てはまり、かつ④に当てはまる方です。
 - ① 知的障害のある方。
 - ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方。
 - ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②と同程度と認められる方。
 - ④ 将来独立自活することが困難であると認められる方（対象となる障害者（児）の年齢は問いません）。
- ▶ 加入資格、掛金（保険料）、年金額等の詳細については、**保護者の方がお住まいの地方公共団体（都道府県・指定都市）の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。**
- ▶ 制度の概要については、（独）福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養共済制度」をご覧ください。

厚生労働省 WAM 独立行政法人福祉医療機構

（動画）

障害者扶養共済制度（しょうがい共済）のご案内（動画）

- 令和2年度に福祉医療機構で作成した動画です。障害者扶養共済制度の概要を音声で解説しています。[動画6分]



【資料】心身障害者扶養共済制度について【PDF:149KB】

- 平成29年度に厚生労働省にて作成した動画です。障害者扶養共済制度のメリットを分かりやすく説明し、利用者の声を掲載しています。[動画5分]



（参照先：YouTube「厚生労働省 / MHLWchannel」障害者扶養共済制度（しょうがい共済）のご案内）

※画像は福祉医療機構のHPより。

（案内の手引き）

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

（愛称：しょうがい共済）

案内の手引き

令和4年3月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課
独立行政法人福祉医療機構 保険・支払業務部 扶養保険課

厚生労働省 WAM 独立行政法人福祉医療機構

※行政窓口等での制度案内のポイントをまとめた資料。

2. 広報活動に係る御意見

第1回検討会における意見

<広報の機会について>

- ・ 各団体が主催する全国大会や総会においてWAM担当者からの制度説明を実施してほしい。
- ・ 特別支援学校に通う子には情報が届いているが、特別支援学級に通う子には情報が届いていない可能性がある。
- ・ 障害者手帳取得時における周知活動が必要。

<広報の対象について>

- ・ 親が若いうちから制度に加入していた方が掛金を払いやすいので、子が学齢期に制度を知ることが重要。
- ・ 制度を認知されたうえで制度に加入していない、あるいは迷われているのか、それとも制度を認知していないから加入されていないのか、どちらに課題があるか分析が必要。

<地方自治体の取組みについて>

- ・ 窓口である市町村職員から制度を直接説明されたことが加入するきっかけになったという意見があり、一般的な広報よりも直接、加入希望者に情報が届くような工夫が必要。
- ・ 現場として行政、福祉事務所の窓口等で加入希望者に丁寧な説明ができていないと感じる。これを改善していくことが加入の増加につながるのではないか。
- ・ 自治体職員の方から直接説明があるとパンフレット以上に納得感があるので、自治体職員が丁寧に説明できるような体制があれば非常に良い。

<広報媒体について>

- ・ 加入希望者など検討している方の目線で加入資格があること等を記載した方が良い。

その他(福祉医療機構から)

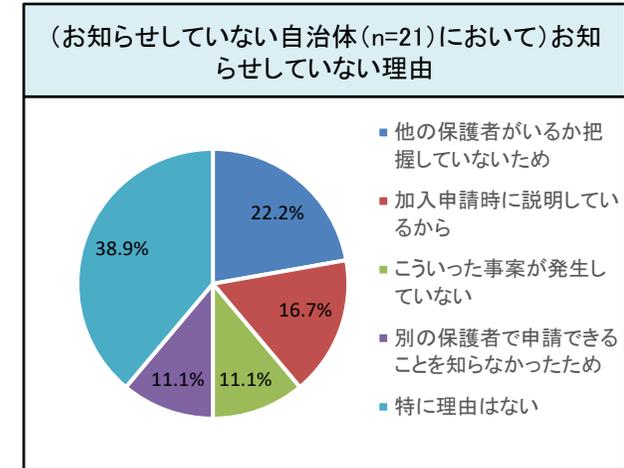
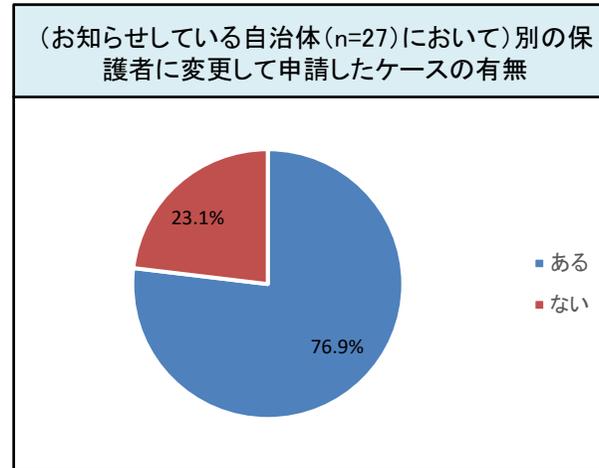
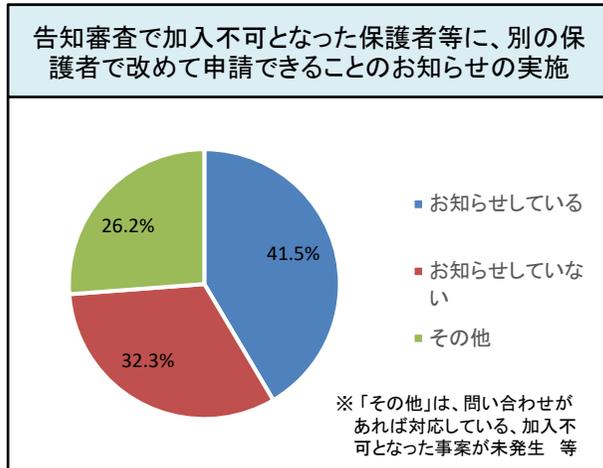
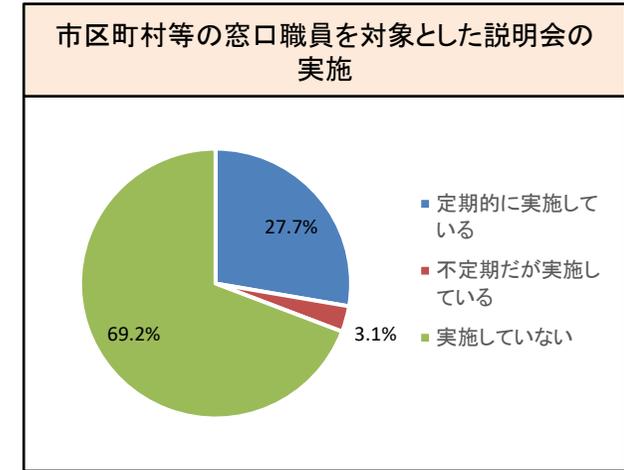
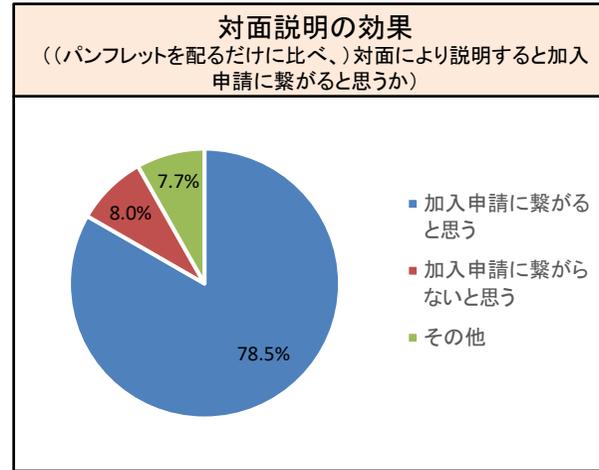
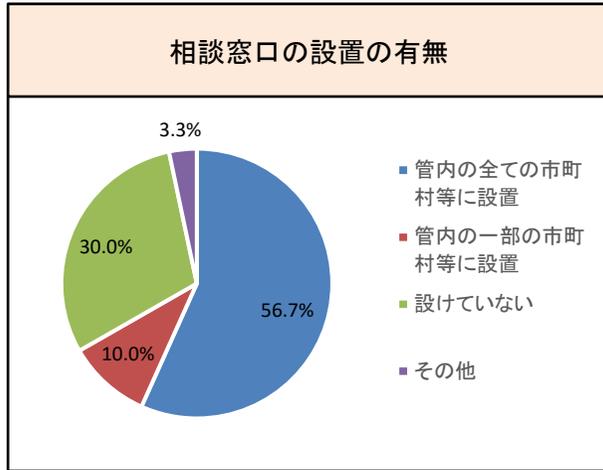
- ・ 近年、加入時の告知書審査で健康状態のため加入不可となった方が、申請者のうちの2割弱となっている。
- ・ 健康状態のため加入不可となった場合、加入要件を満たす他の家族等が申請をすることで、加入が可能となる場合があるが、自治体職員へのアンケート調査の結果からは、この点の案内が十分に行われていない状況も見られるため、こうしたケースへの丁寧な案内が必要と思われる。

(参考) 地方公共団体における周知状況(令和4年度福祉医療機構調査結果概要)

■ 調査の概要

令和4年9月に、福祉医療機構から都道府県・指定都市(n=67)に対して、地方公共団体における心身障害者扶養共済制度に係る相談窓口の設置状況、市区町村等の窓口職員への説明会の実施状況、告知審査で加入不可になった保護者等に対する案内の状況等についてアンケート調査を実施した。

■ 調査結果の概要



3. 今後の広報活動

- これまでの取組に加え、以下のように、更に広報の取組を推進することが考えられる。

(1) 制度を認知していない方への広報の推進

- ・パンフレット等に参加要件等を詳しく明示するなどの改訂。
- ・これまで広報をしていない障害者関係の団体・機関等へのパンフレットの配布。
- ・インターネットの検索エンジンに連動した制度広告等の活用。
- ・スマートフォン等で閲覧可能なデジタルパンフレットの検討。
- ・学齢期や手帳を取得した際など早いタイミングでのパンフレット配布。

(2) 制度を認知しているが加入を迷っている方への広報の推進(地方公共団体における制度周知の活性化)

- ・地方公共団体における窓口担当職員が使用する『障害者扶養共済制度案内の手引き』をより分かりやすく改訂。
- ・地方公共団体の窓口担当職員に制度を熟知してもらうための研修会等の実施。
- ・地方公共団体が開催する研修会等に福祉医療機構の職員が出席し、制度の仕組みや加入申込手続き等のポイントの説明を実施。

(3) 告知書審査に係る広報の推進

- ・告知書審査があること及び健康状態に不安がある保護者以外の保護者でも申請ができることの丁寧な周知の実施。
 - ・以下の点をまとめ、パンフレットに記載するなどして地方公共団体に配布し、地方公共団体が告知書審査に係る案内を案内しやすいようにする。
 - ▶ 分かりやすい告知書記載方法(生命保険協会の協力を得て作成する)。
 - ▶ 告知書審査において加入不可となった者に対する、再申込に係る案内をする際のポイント(※)や、再申込の要件。
- (※)「(別の保護者がいる方に対し)別の保護者を加入者とした再申込が可能であること」や「(病気等が完治している方に対し)告知義務期間が満了していないか」等。